

令和 8 年度 宮崎県立高鍋農業高等学校

I 寮生心得

(1) 服 装 ・ 所 持 品

- ①すべての所持品に記名する。
- ②寮内では、自分の制服・寮内着・スリッパ等を着用する。
※私服の着用は、原則認めない。
- ③外出や帰省・帰寮の時は、制服を着用する。
- ④冬の防寒着については、制服を着用してその上に防寒着を着用する。
防寒着のみの着用は認めない。

(2) 頭 髪

- ①男女とも学校の規定に合わせて、整髪する。
- ②規定に反する頭髪はしない。

(3) 点 呼

- ①朝点呼時 6：10までに、前庭に居室ごとに整列する。
- ②臨時点呼 19：45までに、各コース廊下に居室ごとに整列する。
- ③最終点呼時 21：40までに、各コース廊下に居室ごとに整列する。
- ④報告方法 「気をつけ」「礼」「〇〇号室異状無し」「礼」と発声する。
※同室の生徒の帰省、病個（体調不良等）があれば報告する。

(4) あいさつ・施設の利用

- ①常に挨拶をすることで、お互いの親睦と信頼を図る。
- ②施設、公共物を大切に使用する。
- ③カーテンは、着替えと就寝以外は開けておく。

(5) 食 事

- ①食堂入室時には、手ふきを持参の上、手洗い、消毒をする。
- ②食事はサンプル量を守る。
- ③寮内着もしくは制服以外の入室は認めない。
- ④髪を結んで入室する。
- ⑤〈夕食〉部活動生以外は、18：45までに終了する。
- ⑥〈夕食〉部活動生は、19：30までに終了する。

(10) 寮閉鎖

学校規則における閉庁日ならびに臨時休業や入試など学校長が定めるところにより、学校への出入りを禁じ、寮を閉鎖する。このとき生徒は自宅などに待機し学校が再開される時には帰寮する。

- ① 閉庁日：お盆休みや正月などの学校そのものが休みの日。
- ② 臨時休業：感染症対応、台風等の災害などによる休みの日。
- ③ 入試業務：推薦・一般入試の時に外部からの影響を遮断する日。
- ④ R8の寮閉鎖予定日は別途提示された日。

(11) 外 出

〈平 日〉

- ①部活動生以外は、17：30までに帰寮する。
- ②帰寮が遅れる場合は、担任や担当の先生から寮に連絡してもらうこと。

〈休 日〉

- ①買い物や通院等の目的でのみ外出を許可する。
- ②外出できる区域は、高鍋町内とする。
- ③町外への外出は保護者・親族の同伴時のみとする。

※生徒だけで高鍋町外に行くことはできません。

連絡先 明倫寮 (TEL0983-23-0149)
ニ ー サ ン オ イ シ ャ

(12) 学習時間・延灯時間

〈学 習 時 間〉学習（配布プリント、学習ノート等）に取り組み、終了後は、自主学習・読書を行う。

〈延 灯 時 間〉進学や資格取得のための学習時間延長を許可する。延灯許可の手続きは舎監室で行う。

※以上の時間帯の飲食、スマートフォンの操作は行わない。

ただし授業で使用するタブレットを寮で使用する場合は事前申請をする。

(13) 特 別 指 導 事 項

- ①他者に対する暴力。 ②いじめ行為。 ③人が嫌がる言動。④器物破損。
- ⑤過度な男女交際。 ⑥盗難行為。 ⑦度重なる寮則違反。
- ⑧携帯電話・スマートフォンの時間外・指定場所以外での使用。
- ⑨動画・静止画撮影、SNSでの誹謗中傷等

※発覚した時は、保護者と協力して厳正に対処する。

(14) 防災・防犯・環境整備

- ①不在の時は、居室カギを必ず閉める。※盗難防止
- ②出寮時、帰省時はカーテン結束、窓・ドアの施錠、消灯、コンセント類の抜き忘れがないか確認をする。
- ③外出する時は、舎監室に居室カギを返却する。
- ④寮則違反については寮内細則により、指導することがある。

(15) 家庭との連絡

〈連絡方法〉携帯電話・公衆電話を使用する。

〈夜の電話取り次ぎができない時間帯〉※緊急の場合は寮までご連絡ください。

・ 19:45~21:00

・ 21:40以降 (消灯)

この時間帯は、携帯電話での連絡もご遠慮ください。

(16) 【所持品について】

- ①金銭の所持は、1人1,000円程度とする。※盗難防止のため
- ②所持金が1,000円を超える場合、舎監室に預ける（一時預け）。
- ③マイナ保険証または資格確認証を常に携帯しておくこと。※コピーで対応できない病院あり。

(17) 施設利用

- ①居室や共有して使用する施設は、掃除、整理・整頓を行う。
 - ②建物内は、土足厳禁とする。
 - ③損壊、故障箇所がある時は、すぐに舎監室に連絡する。
 - ④居室、廊下などの壁にポスターを貼ったり、落書きをしたりしない。
 - ⑤施設内で固定具（釘、ネジ、押しピン、吸盤型フック等）を使用しない。
 - ⑥居室整理については、別紙で指示する。
- ※損壊箇所の修繕については原則自己負担とする。

(18) 【持ち込み規制品について】使用時間と場所を規制するもの。

- ①音楽プレーヤー（20W以下、幅55cm・高さ20cm・奥行き25cm以下）
- ②持ち運び可能な大きさで電気を使用しない楽器類（ギターなど）
 - ア 使用時間：自由時間のみ
 - イ 使用場所：各居室内・談話室・集会室
 - ウ 貴重品登録をし、舎監室で預かる。
 - エ 他人の迷惑にならないように心がけ、音量を低くして使用する。
- ③デジタルカメラ・ノートパソコン・電子辞書・電動シェーバー
 - ア 使用場所：各居室
 - イ 貴重品登録し、保管に注意する。

(19) 持込み禁止品について

①防災のため

マッチ・ライター・シンナー、花火、ガスコンロ、塗料溶剤（プラモデル用を含む）等の油類、アルコール類、喫煙に係る物品

②事故防止のため

- ア ナイフ・木刀・バット・鉄アレイ・硬球、これらと同等と見なす危険物
- イ 竹刀・木刀・弓具等 ※部活用具は舎監室に預ける。
- ウ 電気製品（ドライヤー・ヘアアイロン・電気ポット・ホットプレート等）
- エ ゲーム機器（Switch・DS等）・延長コード、T字以外のカミソリ
- オ 自転車・バイク・スケートボード・ローラースケート等の遊具

③風紀上

- ア ワイヤレスポータブルスピーカー
- イ 不良雑誌（わいせつな本など）
- ウ 化粧品（ヘア用品・カラーリップ・香水・マニキュア等）
- エ アクセサリー（ネックレス、数珠など首、手首、足首に装着するもの）

④食品

- ア ガム
- イ カップラーメン等のインスタント食品
- ウ 生もの食品（お弁当・パン・ケーキ・野菜・果物・ゼリー等）

(20) 休日残寮時の過ごし方について

日常の寮生活と同様に規則正しい生活を行い、他の寮生に迷惑をかけない。

- ①残寮するときは前週の月曜日までに動向調査を提出し、明らかにしておく。
- ②急な動向変更は、速やかに舎監の先生に報告をする。
- ③部活動等での欠食は、部顧問から欠食届けを提出し報告をする。
- ④舎監が指示する防災、浴場等の臨時当番を確認し確実に実施する。
- ⑤部活動等の帰寮報告は通常と同じく部員全員が揃って帰寮報告する。
- ⑥通常にも増して居室の整理整頓に努める。

上記のことが守れない場合は残寮を認めない。

2 各種当番について

☆ 活動時間を厳守する。

☆ 時間内に当番活動が終わるように効率よく協力して活動する。

☆ 当番活動ができない時は、代替の生徒を指名して舎監室に報告する。

(1) 浴 場 当 番

担 当：居室割り当て

時 間：〈朝〉 6：20～ 6：40 〈夜〉 19：25～19：35

※休日、長期休業中は変更あり

内 容：浴場・脱衣所の清掃・忘れ物確認

報 告：〈終了後〉専任舎監の確認、舎監室に報告する

(2) 防 災 当 番

担 当：厚生委員会

時 間：〈朝〉 7：40～ 7：50 〈臨時〉19：30～19：40
〈夜〉 21：25～21：35

内 容：各階の施錠、消灯（玄関、通用ロトイレ・洗濯室・洗面所・各階廊下含む）、
当番日誌の記入

報 告：〈終了後〉舎監室に報告する

(3) 放 送 当 番

担 当：文化委員会

時 間：〈朝〉 6：00～6：20 〈清掃時間〉6：15～6：35
〈夜〉 19：30～19：45

内 容：朝の起床時、夜の臨時点呼時の放送連絡、音楽を流す。

(4) 学 習 当 番

担 当：学習委員会

時 間：19：30～19：45

内 容：学習プリント・学習ノートの配布、回収、提出確認

(5) 美 化 当 番

担 当：衛生委員会

時 間：毎週水曜 臨時点呼時 火・木曜日19：30まで

内 容：ゴミ分別 トイレ、洗面所、洗濯室の清掃点検と確認

3 室長心得

(1) 室員の掌握と点呼

- ①点呼は、元気よく大きな声で号令をかけ、異状の有無を確実に報告する。
- ②室員に、異状を認めた場合は、速やかに舎監の先生に報告をする。

(2) 学習時間

- ①他人に迷惑をかけないように学習に取り組む。
※私語、他室徘徊、居眠り等は禁止
- ②学習時間は、トイレ、物品借用、質問等で他者と私語をしない。
※用事は、休み時間のうちに終えておく。

(3) 生活態度

- ①室員同士で、挨拶、服装、言葉遣いなどに気をつけて行動をする。
- ②寮生心得を熟知して守り、生活態度の向上に努める。

(4) 室内の整理・整頓

- ①室員同士で、毎朝、公共の場所、居室の掃除を行う。
- ②居室入り口の掲示物のとおり整理・整頓を行う。
- ③公共物の破損、異状を確認した場合は、速やかに舎監の先生に報告をする。

(5) 居室・貴重品・金銭管理

- ①部屋の戸締りと鍵の保管を徹底する。
- ②貴重品、金銭の管理を徹底する。

(6) 健康と衛生

- ①健康維持のため、衣類、寝具などの日光消毒、部屋の換気に努める。
- ②体調の不良の場合は、直ちに舎監の先生に連絡をする。
- ③健康カード、食事の世話と看護にあたる。

(7) 諸連絡、伝達

- ①舎監や学校からの連絡など、必要な連絡事項の伝達を室員に確実に行う。

4 寮 則

第1章 総 則

- 第 1 条 本校寄宿舎は、明倫寮と称する。
- 第 2 条 寮生は、本寮則の定めるところにより、寮生心得を実践し、地域農業社会の担い手としての確固たる信念を持ち、たくましい実践力の修養に努めなければならない。
- 第 3 条 前条を实践するために、特に次の事項に留意しなければならない。
- 1 自治活動を通して、日頃の課題に気づき、自ら解決する能力を養うこと。
 - 2 規律ある共同生活によって、秩序を維持し、協調する態度を養うこと。
 - 3 節度ある自律生活によって、常に整理整頓、清潔の習慣をつくること。
 - 4 心豊かな人間性のかん養に努めること。
- 第 4 条 本寮則の権限は全て学校長から委任されたものであり、その運営もすべて学校長の承認を得て行わなければならない。

第2章 役員とその任務

- 第 1 条 寮に次の役員をおく。
- 1 寮長 1 名、副寮長 5 名以内、各コース長 1 名、副コース長 2 名程度
 - 2 各種委員会（学習・衛生・厚生・文化・）
 - 3 室長
- 第 2 条 寮長および副寮長は、寮生全員の選挙により選出する。また、役員の任期は次のとおりとする。 前期 2月～7月 後期 8月～1月
- 第 3 条 役員の任務は、次のとおりとする。
- 1 寮長は、舎監及び関係職員の指導・助言のもとに寮務を統括する。
 - 2 副寮長は、寮長の補佐にあたり、寮長に支障のあるときは、その任務を代行する。
 - 3 コース長は、学科における寮務を統括し、連絡調整にあたる。
 - 4 副コース長は、コース長の補佐にあたり、コース長に支障のあるときは、その任務を代行する。
 - 5 学習委員は、寮内の学習生活活動に関する任務にあたる。
 - 6 衛生委員は、寮内の美化、安全・衛生に関する任務にあたる。
 - 7 厚生委員は、寮内の防災や備品管理に関する任務にあたる。
 - 8 文化委員は、寮内の文化・放送に関する任務にあたる。
 - 9 室長は、室生を掌握する。

第3章 運営組織

- 第 1 条 寮生総会は、寮生の自主活動における最高議決機関とする。
- 第 2 条 寮生運営委員会は、寮長、副寮長、コース長、副コース長、各種委員会委員長で構成し、寮運営の全般についての企画の任務にあたる。
- 第 3 条 各種委員会は、委員会毎に業務を計画し、執行にあたる。
- 第 4 条 室長会は、審議機関であり、次の各項について審議し、執行の任務にあたる。
 - 1 寮生運営委員会及び各種委員会より提出された事項
 - 2 各室から提出された事項
 - 3 その他室長会で必要と認められた事項

第4章 会議

- 第 1 条 会議を開催するときは、事前に舎監長の許可を受け、その結果を報告しなければならない。
- 第 2 条 寮生総会及び寮生運営委員会、室長会は必要に応じ寮長が招集する。
- 第 3 条 各種委員会は、原則として隔月 1 回、各委員会の委員長が招集し、決議事項を寮生運営委員会に提出する。

第5章 生活

- 第 1 条 寮生は、別に定める日課により、規則正しく日常生活を行う。
- 第 2 条 寮生は、別に定められた「寮生心得」及び「室長心得」を守らなければならない。

付 則

- 第 1 条 本寮則に定める必要な事項は、その都度、舎監会の審議を経て、学校長が決める。
- 第 2 条 本寮則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 3 条 本寮則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

5 諸手続きと申請

(1) 動向調査

動 向 調 査																			
☆黒ペンで記入																			
クラス	出席番号	部屋番号	氏 名								帰 省	特別帰省／特別残寮 ／特別外泊の理由							
											特別残寮								
											特別外泊								
日・時	出発 月 日 時 分				特別外泊先住所												特別帰省および特別外泊の 担任確認		
	帰寮 月 日 時 分								TEL										
寮生活確認 ※OXで記入	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	日	日	日	日	日	日	日
	朝																		
	昼																		
	夜																		
家庭への連絡	病院代不足：																		舎監確認 印
	その他：																		
学校への連絡																			保護者 印

①使用方法

- ア 帰 省・・・定例、通常帰省時に提出する（毎週全員提出する）。
- イ 特別帰省・・・家事、通院等特別に帰省が必要な時に提出する。
- ウ 特別外泊・・・部活動等において、寮・自宅以外で宿泊をする場合に提出する。
- エ 特別残寮・・・寮閉鎖時に残寮する時に提出する。

②提出方法

- ア 帰 省・・・指定日時までに、〈舎監室前ボックス〉に提出する。
- イ 特別帰省・・・クラス担任印をもらい、〈速やかに舎監の先生〉に提出する。
- ウ 特別外泊・・・クラス担任印をもらい、指定日時までに〈舎監室前ボックス〉に提出する。
- エ 特別残寮・・・クラス、出席番号、部屋番号、氏名、特別残寮のみ記入して、指定日時までに、〈舎監室前ボックス〉に提出する。

③注 意

- ア 黒ボールペンで記入し、舎監室前ボックスに提出する。
- イ 用紙の区別

〈ライン〉 1本 1年生、 2本 2年生、 3本 3年生

〈用紙色〉 緑 園芸科学科、 青 畜産科学科、 白 食品科学科、 桃 フードビジネス科

ウ 帰寮時間

- 〈夕食必要の時〉 17：30
- 〈夕食不要の時〉 19：30

(2) 健康カード

体調不良等で学習や点呼を休む時に舎監に提出。

① 提出方法

- ア 自分の体調について舎監室に相談し、症状の確認を行う。
- イ カードを記入し、宿直の専任舎監に提出する。
- ウ カード提出後は、コース長に報告する。

② 注意

- ア カードは舎監室で作成する。
- イ 一度使用した健康カードは舎監室で保管し、
繰り返し利用するため居室には持ち帰らない。
- ウ その他、体調不良時の対応については「13
健康管理」（24ページ）を読み確認しておくこと。

[illegible]

(3) 貴重品登録用紙、ラジカセ登録用紙

①使用方法

貴重品（デジタルカメラ・ノートパソコン・電子辞書、楽器等）、ラジカセ等の寮内への持込、登録の際に提出する。

②提出方法

登録用紙と物品を〈厚生担当舎監〉に提出する。
※登録の後、物品に貴重品シールを貼付後、返却する。

③注意

音楽プレーヤーは、許可されている規格を確認すること。

()登録用紙	
クラス	
氏 名	
部屋番号	
出席番号	

ラジカセ登録用紙	
クラス	
氏 名	
部屋番号	
出席番号	

- ア 乾燥機使用許可願
イ 理容器具貸出簿
ウ レクリエーション貸出簿

③行動・活動に関すること

- ア 部活動帰寮報告カード
- イ 外出許可願い
- ウ 傘借用簿
- エ 時間外入浴
- オ 部活動、自主活動 活動記録簿
- カ 長期休業中の帰省時確認事項

※上記の手続き、申請については、適宜、説明・指導する。

6 入寮規程について

第1条（目的）

この規程は、宮崎県立高鍋農業高等学校寄宿舎明倫寮の入寮について定める。

第2条（入寮資格）

入寮者（以下「寮生」という）とは、農業経営者育成学科である園芸科学科、畜産科学科に在籍する生徒および食品科学科、フードビジネス科は希望入寮とし、通学困難もしくは特別な事情等の場合は協議の上、入寮を許可する。

第3条（入寮期間）

入寮期間は、下記に示すとおりとする。

- 1 園芸科学科、畜産科学科に在籍する生徒は、入学を許可された日から卒業を認められた日までの3年間とする。
- 2 食品科学科、フードビジネス科に在籍する生徒は、入学を許可された日から入寮を認める。学期途中での退寮を希望する場合は協議の上、決定する。

第4条（遵守事項）

寮生は、次の事項を誠実に守らなければならない。

- 1 校則、寮則及び寮生心得を遵守すること。
- 2 寮日課を守り規律ある寮生活に努めること。
- 3 基本的生活習慣の確立と礼儀作法の習得に努めること。
- 4 寮生活を通して、自主性・自律心・協調性・責任感等の習得に努めること。
- 5 豊かな心や道徳心を育み、心身共に健康な人格の形成に努めること。
- 6 学生の本分である学業に励み、教養を得られるよう努力すること。
- 7 その他寮生活については、別途「寮生活のしおり」に定める。

第5条（寮費）

寮費は、月19,500円とする。

（附則）この規程は、昭和40年12月1日から施行する。

昭和46年4月 1日 一部改訂
平成16年4月 1日 一部改訂
平成25年4月 1日 一部改訂
平成26年4月 1日 一部改訂
令和 3 年2月15日 一部改訂
令和 4 年4月 1日 一部改訂
令和 7 年4月 1日 一部改訂

7 携帯電話等の寮内持ち込みに関する規則

第1条（目的）

家庭や緊急時等（非常変災や感染症等）の連絡手段、また情報活用能力の育成を目的として、携帯電話等の所持を認める。

第2条（許可申請）

【許可申請について】

- (1) 携帯電話等に関する同意確認書（様式12）を提出すること。
- (2) 携帯電話等の持ち込み台数は、1人1台のみとする。

第3条（使用場所）

携帯電話等を使用できる場所は、各自の居室内に限る。

第4条（使用時間）

使用時間は、起床時間 6:00 から消灯時間 22:00 までとする。但し、学習時間は使用不可とする。

第5条（禁止事項）

- (1) 寮内において、動画や静止画像の撮影を禁止する。
- (2) SNS等での他者への誹謗中傷を禁止する。
- (3) インターネット等での寮や個人情報等の投稿を禁止する。

第6条（厳守事項）

- (1) 校則や寮則を厳守すること。
- (2) 携帯電話等に関するマナーを厳守すること。

第7条（違反行為に対する対応）

- (1) 上記の規則を厳守できない、違反した場合には、許可を取り消す場合がある。
- (2) 指導処置については、生徒指導部内規に準ずる。

第8条（研修及び啓発）

- (1) 生徒に対する情報モラル教育を徹底する目的で、年間1回以上の研修を実施する。
- (2) 保護者への啓発と協力依頼を年度当初に実施する。
- (3) ネット上のいじめ等を早期発見、早期対応に努める。

第9条（その他）

- (1) 生徒間の携帯電話等に関する盗難や破損、SNS等との問題や個人情報の流失が発生した場合、全て保護者の責任の下で対応し、学校及び寮は一切責任を負わないこととする。
- (2) 許可中における携帯電話の保管については、各個人で責任を持って行い、寮としては一切預からないこととする。
※違反行為が発生した場合は、その都度保護者へ連絡する。

第10条（附則）

この規則は、令和3年1月7日より実施する。
令和8年4月1日 一部改訂

8 非常災害発生時について

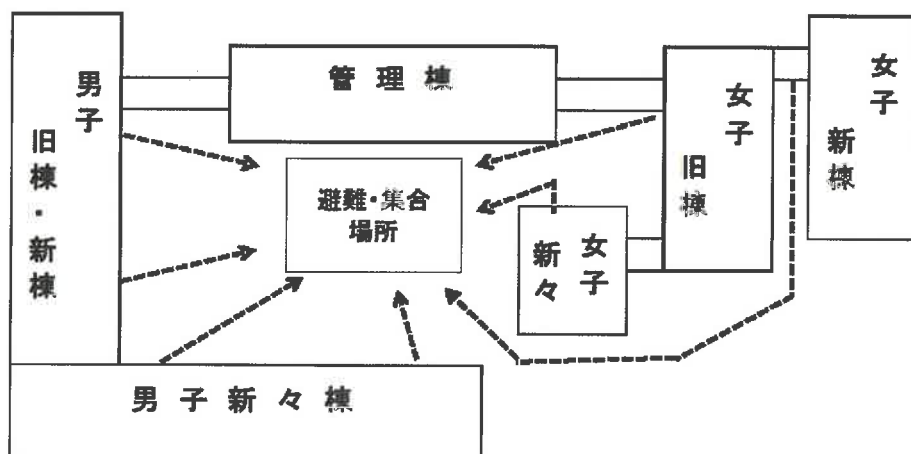
(1) 火災の場合

- ①窓、戸を閉める。（酸素を断つため）
- ②低姿勢で壁に沿って避難する。（床から30cm位は、煙が届きにくい）
- ③迅速に避難する。（避難口から避難する）
 - ※1 物品は携行しないこと。
 - ※2 まだ大丈夫だと思い、貴重品などを取りに引き返すのは危険であるため、絶対に引き返さないこと。
 - ※3 可能な限り、靴を履いて避難すること。
 - ※4 指示された避難場所に集合し、朝礼時の点呼の形式で、人員の確認を行う。
- ④避難場所ですべて隊形を整え、静かに待機する。
 - ※舎監（消防隊長）の指示に従う。

(2) 地震の場合

- ①頭部（身体）を保護する。（布団・毛布で頭部を保護し、机等の下に身をかくす）
- ②窓、戸を開ける。（避難経路を確保するため）
- ③舎外待避の指示後、指示された避難場所に集合し、朝礼時の点呼の形式で人員確認を行う。
 - ※1 非常災害及び台風等が夜間に発生し、停電になった場合でも、非常誘導灯が作動するので、冷静に行動すること。
 - ※2 可能な限り、靴を履いて避難すること。
 - ※3 特に舎監・係の指示を厳守すること。裸足で避難しないこと。

非常災害時の避難経路図



9 健康管理

(1) 病気帰省の連絡について

- ①37.5℃以上の発熱の場合は、帰省とする。
- ②「新型コロナウイルス」「感染性胃腸炎」「インフルエンザ」等の疑いがある場合は、37.5℃に達してなくても帰省をお願いする場合がある。
- ③発熱等の風邪症状が見られる場合には、自宅で休養すること。
- ④病状によっては、夜間の対応をお願いする。

(2) 通院について

- ①通院は、原則保護者対応とする。
- ②通院後は、診断結果等を報告すること。
- ③全国粹入学生については、保護者へ連絡をして対応を協議します。病院までのタクシー代金と治療費が別途必要になります。

(3) 服薬について

- ①服薬がある場合は、原則として病院で処方されたものとし、薬の説明書き（コピー可）の提出すること。
- ②薬は自己管理とする。
- ③他人の薬を譲り受けて服用することはできない。
- ④薬の変更、新たに処方された場合は、薬の説明書き（コピー可）とともに報告すること。

(4) 食物アレルギーについて

- ①食物アレルギーがある生徒については、検査結果のコピーを寮へ提出してください。
- ②年1回の検査をできるだけお願いします。

※「健康管理について保護者の皆様へ」

- ①全国粹入学生については、そのときの状況に応じた対応を行います。
(症状について対処法などの相談を連絡させていただきます)
- ②個人調査表などへは必ず連絡の取れる電話番号の記入をお願いします。また、連絡先の変更があった場合は、必ず寮・学級担任に連絡をお願いいたします。
- ③マイナ保険証および資格確認証のコピーでは対応できませんので、原本をご持参ください。

